

令和8年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。 なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。																						
活動路線	◎ 最重点路線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 （ 区 間 ）</th><th>重点時間帯</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東8丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> <tr> <td> 東15丁目屯田通 北15条東16丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> </tbody> </table> ◎ 重点路線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 （ 区 間 ）</th><th>重点時間帯</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（東15丁目屯田通）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> <tr> <td> 宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> <tr> <td> 東15丁目屯田通 北33条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東15丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> <tr> <td> 東1丁目幌北通 北13条東1丁目（北13条北郷通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> <tr> <td> 北8条通 北8条東1丁目（国道5号）交差点から 北8条東15丁目（苗穂駅連絡通）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> <tr> <td> 東2丁目通 北6条東2丁目（高架側道3号線）交差点から 北14条東2丁目（環状通）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> <tr> <td> 東3丁目通 北6条東3丁目（高架側道3号線）交差点から 北14条東3丁目（環状通）交差点までの間及びその周辺 </td><td>5時～22時</td></tr> </tbody> </table>	路 線 （ 区 間 ）	重点時間帯	東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東8丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東15丁目屯田通 北15条東16丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	路 線 （ 区 間 ）	重点時間帯	北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（東15丁目屯田通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東15丁目屯田通 北33条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東15丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東1丁目幌北通 北13条東1丁目（北13条北郷通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	北8条通 北8条東1丁目（国道5号）交差点から 北8条東15丁目（苗穂駅連絡通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東2丁目通 北6条東2丁目（高架側道3号線）交差点から 北14条東2丁目（環状通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時	東3丁目通 北6条東3丁目（高架側道3号線）交差点から 北14条東3丁目（環状通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時
路 線 （ 区 間 ）	重点時間帯																						
東8丁目篠路通 北8条東8丁目（北8条通）交差点から 北33条東8丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						
東15丁目屯田通 北15条東16丁目（環状通）交差点から 北34条東15丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						
路 線 （ 区 間 ）	重点時間帯																						
北13条北郷通 北13条東1丁目（国道5号）交差点から 北13条東15丁目（東15丁目屯田通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						
宮の森北24条通 北24条東1丁目（国道5号）交差点から 東苗穂4条3丁目（国道275号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						
東15丁目屯田通 北33条東15丁目（国道274号）交差点から 北49条東15丁目（琴似栄町通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						
東1丁目幌北通 北13条東1丁目（北13条北郷通）交差点から 北33条東1丁目（国道274号）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						
北8条通 北8条東1丁目（国道5号）交差点から 北8条東15丁目（苗穂駅連絡通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						
東2丁目通 北6条東2丁目（高架側道3号線）交差点から 北14条東2丁目（環状通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						
東3丁目通 北6条東3丁目（高架側道3号線）交差点から 北14条東3丁目（環状通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時																						

活動地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
地下鉄元町駅及び小中学校周辺 北13条から北33条までの 東3丁目から東15丁目まで及びその周辺	5時～22時
東区役所・商業施設周辺 北5条から北12条までの 東3丁目から東8丁目まで及びその周辺	5時～22時

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
元町・伏古・東苗穂地区 北13条から北33条までの東16丁目、 北13条から北23条までの東17丁目から東23丁目まで、 伏古1条から7条まで、東苗穂1条から3条まで及びその周辺	5時～22時
栄町地区 北34条から北48条までの 東1丁目から東16丁目まで及びその周辺	5時～22時
幌北線地区 北6条から北33条までの 東1丁目から東2丁目まで及びその周辺	5時～22時
東区役所東側地区 北5条から北12条までの 東9丁目から東16丁目まで及びその周辺	5時～22時

札幌方面東警察署